

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準類型の指定について

「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）」

第1の規定による水域の類型のうち、水生生物保全に関する項目に係る類型を、下表の左欄に掲げる水域について、それぞれ同表の右欄のとおり定める。

水 域				類 型	
河川名	範 囲	環境基準地点の名称	流域の市町村	区分	達成期間
赤 川	全 域	新 川 橋 (酒田市浜中)	鶴 岡 市 酒 田 市 三 川 町	河川 生物A	イ
鬼 面 川	全 域	吉 島 橋 (川西町下平柳)	米 沢 市 高 畠 町 川 西 町	河川 生物A	イ

※達成期間の分類は次のとおり

「イ」は、直ちに達成。

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成。

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成。